

## 業務目的

支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とする。

## 支援内容

- (1) 優先的検討規程案の策定支援（PPP/PFIに対する課題抽出、優先的検討規程案の項目案の提案など）
- (2) 優先的検討規程案に基づいた運用支援（支援開始時から事業者選定までのフロー図策定、優先的検討規程の改善案の提案など）
- (3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理（必要な取組等を取りまとめ、他の地方公共団体への参考となる留意点の整理など）

## 支援結果①（優先的検討規程案の策定支援）

支援対象である2団体の共通の課題として、「①庁内体制の構築不足」「②職員のノウハウ不足」などの課題が挙げられ、内閣府より出されているひな型をベースに実情に応じた優先的検討規程案を策定した。また、別添資料として、運用にあたっての手引書及び簡易検討にあたっての報告書骨子を作成した。

### 【優先的検討規程案の検討にあたってのポイント】

項目	ポイント
優先的検討の対象事業	費用総額の比較による評価（以下「定量的評価」）だけでなく、業務効率化やサービス向上といった定性的な側面を含めて検討した。事業費を町の実態に即して設定した。
簡易な検討	定量的評価だけでは、事業規模が小さい事業では優先的検討が進まないため、定性的な評価をあわせて検討することとした。
庁内体制の構築(広陵町)	庁内で優先的検討を実施する際にコンサルタントの役割を担う部署を新設する町の方針を踏まえて、ノウハウの蓄積ができるように仕組みを検討した。

## 支援結果②（優先的検討規程案に基づいた運用支援）

- 福井県若狭町  
優先的検討規程案の課題を抽出し、改善案を作成した。

### 【若狭町の優先的検討規程改善案のポイント】

項目	ポイント
優先的検討の対象事業	事業費基準で優先的検討の対象を設定するのではなく、庁内の政策ヒアリングでの検討結果を基準とすることに変更した。
簡易な検討	定量的評価は実施せず、定性的評価のみを実施することとした。評価項目としては、「①官民連携を実施する際に障壁はないか」「②民間ノウハウを発揮できるか」の2項目を設定した。
詳細な検討	コンサル等に外部委託をすることが難しいことを踏まえ、庁内職員にて独自に実施できるように検討方法を設定した。定量的評価は簡易VFM検討とし、定性的評価は類似事例調査や官民対話等から民間ノウハウの活用有無を判断する形式に変更を行った。

支援結果② (優先的検討規程案に基づいた運用支援)

●奈良県広陵町

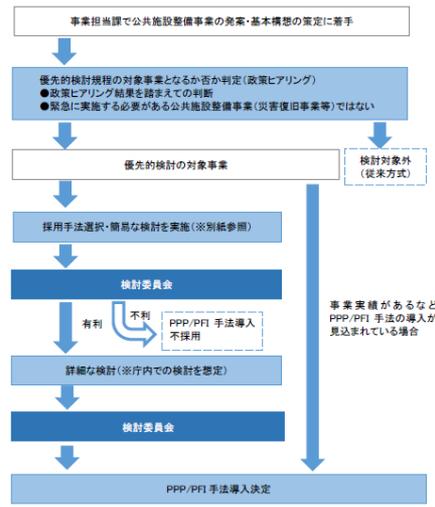
事業案件の検証結果を踏まえて、優先的検討規程案の課題を抽出し、改善案を作成した。

【広陵町の優先的検討規程改善案のポイント】

項目	ポイント
優先的検討の対象事業	事業費基準以外の基準について、当初は、「①官民連携を実施する際の障壁はないか」「②民間ノウハウを発揮できるか」「③事業を長期的に安定して運営できるか」と設定していた。しかし、昨今の情勢も踏まえると、長期的に安定的に事業を運営することを確認することが難しいため、項目③を削除した。
簡易な検討	定量的評価に加えて、定性的評価を設定した。評価項目としては、「①民間による事業実施に障壁がないこと」「②民間の経験やノウハウが活用できること」「③行政職員の業務負荷の軽減が期待できること」の3項目を設定した。また、官民のリスク分担に関するコメントも入れるように設定した。

●別添資料の作成

優先的検討の運用フローや検討体制、簡易な検討方法、詳細な検討方法を庁内職員が独自で運用ができるよう、参考となる別添資料を作成した。また、簡易VFM算定については、入力数値の算定基準や算定方法について、図式を使って明確にした。



3. 簡易な検討の実施方法  
【別添2】PPP/PFI簡易検討調査をベースに簡易な検討を実施してください。

(1) 対象事業の特定

項目	記載内容のポイント
①事業名	「〇〇施設整備事業」といったように事業名を記載ください。
②担当部署	事業検討を行う担当部署を記載ください。
③事業目的	事業を実施する必要が生じた背景(例:施設の老朽化など)や本事業によってどのような課題を達成したいのかを記載ください。
④事業内容	事業で実施する事業・機能(例:保育園や飲食などの収益事業など)を記載し、それぞれの事業面積の想定があれば、記載ください。
⑤事業の必要性	事業を実施する必要性を記載ください。 例:施設の老朽化が進んでおり、施設の安全性が担保できていない、サービスが低下しており採算性が取れていない

(2) 簡易な検討

項目	記載内容のポイント
①民間による事業実施に制度的障壁がないこと	法令に則って施設整備されている公共施設(例:消防施設や学校教育施設など)について、民間による事業実施に制度的な障壁がないのか記載ください。
②民間事業者の事業経験やノウハウを活用すること	民間事業者の事業経験やノウハウを活用しないことと運営できない事業(例:宿泊施設、飲食施設など)や民間事業者の事業経験やノウハウを十分に発揮されることが期待できる事業(例:運動施設や保養所など)があれば、その旨を記載ください。

支援結果③ (優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理)

- 今後、人口20万人未満の地方公共団体を中心に優先的検討規程を策定・運用するにあたっての留意点を以下のとおり整理した。
- 優先的検討の対象事業の選定基準について、事業規模が小さく、新設事業などが多くない実態を踏まえると、「①それぞれの町の過去の事業費の平均値等から事業費を設定する方法」「②事業費基準を設定せずに定性的な項目のみ設定する方法」といった形式が望ましいと考えられる。
  - 簡易な検討を行う際の検討方法について、近年、運営主体のPPP事業など様々な事業手法が出てきており、官民連携にて実施するのが住民サービスの向上や職員の負担軽減などといった効果が期待できるかを指標の一つに設定して今後は簡易な検討を行うことが重要である。
  - 詳細な検討の実施方針については、コンサルタント等に導入可能性調査として委託を行うのが一般的であるが、財政的に委託費を予算計上することが難しい団体も多数いることが想定されるため、職員独自で実施できるような仕組みづくりや手引きの検討を行うことも必要である。
  - 優先的検討規程の策定にあたって、庁内におけるコンサルタントの役割を担う部署を決め、官民連携事業の可能性のある事業はその部署に必ず相談が来るようなルールを設定するとともに、部署内のノウハウ蓄積とともに庁内職員全体の知識向上の取組の実施が、規程の着実な運用に必要不可欠である。